

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、第1項記載の損害項目（第2項記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

1. 損害項目

申立人の事業所である〇〇病院（福島県〇〇所在）に関する下記の除染費用

(1) 除染対策、土壌漉き取り工事	1 6 2 万 9 8 7 8 円
(2) 庭園外周四つ目垣撤去及び新設、庭園外周フェンス設置工事	9 4 万 1 6 4 0 円
(3) 既存園内通路（北、南）解体工事	4 万 7 2 9 3 円
(4) 既存園内通路（中央）解体工事	1 6 万 1 6 5 2 円
(5) 通路新設アスファルト施工工事	6 2 万 1 4 4 9 円
(6) 東側、新設階段施工工事	1 6 万 7 7 9 8 円
(7) 庭園樹木剪定	2 7 万 8 0 0 0 円
(8) 計	3 8 4 万 7 7 1 0 円

2 期間

自平成23年3月11日 至平成24年7月末日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、金384万7710円の支払義務のあることを認める。

第3 支払方法

（省略）

第4 除染費用に関する原本の授受等

1. 申立人は、被申立人に対し、第3の和解金を受領した日の翌日から14日以内に、申立人が支出した第1の第1項記載の除染費用を裏付ける領収証原本を被申立人代理人あてに郵送の方法により送付するものとする。なお、郵送手数料は申立人の負担とする。
2. 申立人は、被申立人に対し、第1の第1項記載の除染費用に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方公共団体等に対する請求を行わないこととする。
3. 被申立人は、申立人が第1の第1項記載の除染費用について被申立人から

支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方公共団体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報を必要な範囲内で提供することが出来る。

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1の1項記載の損害項目（第1の2項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通を、それぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月5日

(仲介委員 豊田愛祥)